

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の三 (略)</p> <p>七の四 二―エチル―三・七―ジメチル―六―〔四―(トリフルオ ロメトキシ)フエノキシ〕―四―キノリル―メチル―カルボナー ト及びこれを含有する製剤</p> <p>七の五 (略)</p> <p>八〇十一の七 (略)</p>	<p>別表第一(第四条の二関係) 毒物 一〇二十三 (略)</p> <p>劇物 一〇七の二 (略)</p> <p>七の三 O―エチル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、O―エ チル―S・S―ジプロピル―ホスホロジチオア―ト3%以下を含 有する徐放性製剤を除く。</p> <p>(新設)</p> <p>七の四 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート (別名エチオフェンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、 二―エチルチオメチルフェニル―N―メチルカルバメート2%以 下を含有するものを除く。</p> <p>八〇十一の六 (略)</p> <p>十一の七 (RS)―〔O――(四―クロロフェニル)ピラゾ― ル―四―イル〕O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオア―ト</p>

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミ

ド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 (略)

十二〜六十七 (略)

「(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(R
S)―〔O――(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル
|| O―エチル || S―プロピル || ホスホロチオアート〕六%以下を
含有するものを除く。

十一の八 削除

十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次
に掲げるものを除く。

(1) (145) (略)

十二〜六十七 (略)